

URの工事等履行に係る法令等に基づく届出チェックリストの更新等業務 共通仕様書

1 適用範囲

- (1)「URの工事等履行に係る法令等に基づく届出チェックリストの更新等業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)が発注する「URの工事等履行に係る法令等に基づく届出チェックリストの更新等業務」の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2)共通仕様書、「URの工事等履行に係る法令等に基づく届出チェックリストの更新等業務特記仕様書」(以下「特記仕様書」という。)及び指示又は打合せ等の間に相違がある場合など、業務の遂行に支障を生じる可能性が想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。
- (3)業務の目的と内容、成果物については、別記「特記仕様書」によるものとする。

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年6月30日までとする。

3 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)発注者とは、契約担当役若しくは分任契約担当役をいう。
- (2)受注者とは、業務の実施に関し、発注者と業務請負契約を締結した会社その他の法人をいう。
- (3)検査職員とは、業務の完了検査及び出来高部分に係る検査にあたって、業務請負契約書第21条の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (4)管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で業務請負契約書第7条の規定に基づく現場代理人をいう。
- (5)担当技術者とは、調査職員又は管理技術者のもとで業務を担当する者であって、発注者又は受注者が定めた者をいう。
- (6)契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- (7)契約書とは、業務請負契約書をいう。
- (8)設計図書とは、入札説明書に対する質問回答書及び仕様書をいう。
- (9)仕様書とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき基準を含む。)を総称していう。
- (10) 入札説明書とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- (11) 共通仕様書とは、共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (12) 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (13) 質問回答書とは、入札説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (14) 指示とは、調査職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について実施させることをいう。
- (15) 請求とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面

をもって行為あるいは同意を求めることをいう。

- (16) 通知とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、書面をもって知らせることをいう。
- (17) 報告とは、受注者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について知らせることをいう。
- (18) 承諾とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について調査職員が書面により、業務上の行為に同意することをいう。
- (19) 質問とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (20) 回答とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (21) 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者若しくは調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (22) 提出とは、受注者が発注者若しくは調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (23) 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (24) 打合せとは、業務を適正かつ円滑に実施するために、管理技術者と調査職員が面談により行う、業務の方針及び条件等の疑義等の打合せをいう。なお、必要に応じて調査職員及び管理技術者の承諾により、担当技術者による打合せができるものとする。
- (25) 検査とは、業務請負契約書第 21 条に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。

4 業務着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

5 調査職員

- (1) 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第 6 条第 2 項に規定した事項である。
- (2) 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員はその指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

6 配置技術者

受注者は、本業務の実施にあたり現場代理人、主任技術者及び担当技術者（以下「配置技術者」という。）は競争参加申請書に記載した技術者を配置すること。

なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で、発注者がやむを得ないと判断し、承認した場合はこの限りでない。やむを得ず配置技術者を変更する場合は、本業務の入札説明書に掲げた基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

7 管理技術者

- (1) 本業務において、従事する管理技術者については、様式－1 に基づき、氏名、保有資格を記載し、調査職員に提出すること。

- (2) 管理技術者は、業務の履行にあたり、契約図書及び本仕様書を十分に理解し、業務が管理技術者の下、担当技術者によって適切に履行されるように業務の指揮監督を行うものとする。
- (3) 管理技術者は、業務内容の進捗状況等を調査職員に適宜報告するものとする。また、調査職員からの要求に応じて、その都度業務の報告を行わなければならない。
- (4) 担当技術者が、調査職員及び管理技術者の承諾により必要に応じて実施する場合も、調査職員に業務の内容等について、適宜報告を行わなければならない。

8 提出書類

- (1) 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後、関係書類について、調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- (2) 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

9 打合せ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿（A4判））に記録し、相互に確認しなければならない。なお、打合せ等は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿（A4判））を作成するものとする。
- (2) 管理技術者は、必要に応じて調査職員と打合せを行うこと。打合せ結果について、書面（打合せ記録簿（A4判））に記録し相互に確認しなければならない。
- (3) 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と打合せを行うものとする。

10 業務計画書

- (1) 受注者は、下記の項目について記載した業務計画書を作成し、業務着手時までに調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
 - ① 業務概要
 - ② 業務の実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む。）
 - ③ 業務の実施工程（業務の順序及び手順）
 - ④ 業務の実施体制
 - ⑤ 打合せ計画
 - ⑥ 連絡体制（緊急時含む。）
 - ⑦ その他（業務の実施上、必要と思われる事項）
- (2) 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出し、承諾を得なければならない。

11 業務に必要な資料の取扱い

- (1) 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備するものとする。

- (2) 調査職員は、必要に応じて業務の実施に必要な資料を受注者に貸与するものとする。
- (3) 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、ただちに調査職員に返却するものとする。
- (4) 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (5) 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。
- (6) 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

1.2 関係法令及び条例等の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、関連する関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

1.3 成果物の提出

受注者は、業務が完了したときは、成果物を取りまとめた報告書を作成し、調査職員に業務完了報告書とともに提出し検査を受けるものとする。

1.4 検査

- (1) 受注者は、業務が完了したときは、調査職員に「業務完了報告書」及び「納品書」(各3部)とともに提出し検査を受けるものとする。なお業務完了報告書を提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。
- (2) 発注者は、業務の検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。また、検査に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 検査職員は、管理技術者または本業務の担当技術者の立会の上、検査を行うものとする。

1.5 業務完了手続き

検査完了後速やかに、以下の書類を調査職員に各3部提出すること。

- ① 引渡書
- ② 完了払請求書

1.6 契約の変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約の変更を行うものとする。

- ① 業務内容の変更により業務請負代金に変更を生じる場合
- ② 履行期間の変更を行う場合
- ③ 調査職員と受注者が打合せを行い、業務実施上必要があると認められる場合

1.7 再委託

(1) 本業務における再委託は原則として認めない。なお、業務請負契約書第4条第2項に基づき、様式-2の書面により予め承諾を得て再委託できる業務等は、下表の通りとする。

再委託不可の	①業務の総合調整マネジメント
--------	----------------

内容	②業務の中核となる成果資料の作成 ③打合せ及び内容説明
あらかじめ承諾を得て再委託できる業務	上記及び以下に規定する以外の業務
特に承諾を要しない業務	補助的な業務 [例] ・ コピー、印刷、製本、資料収集、要約といった簡易な業務 ・ トレース業務、模型製作、パース作成、写真撮影 ・ 計算（日影、省エネルギー関係、防災関係） ・ データ入力（CAD、電算）

※ 記載のない内容を再委託する場合は、その作業の質と表の範囲を勘案して判断するものとする。

(2)受注者は、業務を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。また、それらの契約関係に関する書面については、発注者の求めに応じた書面全てを受注者は提出しなければならない。

1 8 情報セキュリティにかかる事項

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。

1 9 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1)業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
- (3)暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以 上

管理技術者通知書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 殿

受注者
住所
氏名

令和 年 月 日付け業務請負契約を締結した次の業務について、業務請負契約書第 7 条に基づく管理技術者を下記のとおり決定（変更）したので業務請負契約書第 7 条に基づき通知します。

契約件名： UR の工事等履行に係る法令等に基づく届出チェックリストの更新等業務

記

管理技術者※1

氏 名	保有資格	取得年月日（登録番号）
(※2)		

※1 競争参加資格確認資料提出時点に提出した別記様式 5 に変更がある場合は、新たに別記様式 5 を作成して提出すること。

※2 () 内は、担当技術者を記載すること。

再委託（変更等）承諾申請書

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 殿

受注者 住所 ○○○○○○
株式会社○○○○
氏名 ○○ ○○

契約名称： URの工事等履行に係る法令等に基づく届出チェックリストの更新等業務

令和○○年○○月○○日付けをもって締結した上記の契約に関して、以下のとおり業務の一部を再委託したく、契約書第○条第○項に基づき申請するので、手続き方お願いします。

項 目	申請内容
再委託の相手方 （住所、名称）	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○ー○ 株式会社○○○○
再委託業務の内容	・○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○○○
再委託業務の 契約予定額	○○○千円（契約金額に対する比率○%） ※ 見積書を添付
再委託を行う必要性 及び 再委託の相手方の 選定理由	（再委託する必要性） ○○○○を再委託することで、業務の効率化を図り、工期短縮に努めるため。 （再委託の相手方の選定理由） 株式会社○○○○は、平成○○年より弊社の○○○○業務の○○○○を中心とした業務を行ってきている。この間、成果の品質が高く、納期も遵守している。 また、上記業務の実施経験が多数有り、短期間での業務遂行に寄与し、成果の品質向上に資することが期待できるため。

以 上

URの工事等履行に係る法令等に基づく届出チェックリストの更新等業務

特記仕様書

1 適用範囲

本業務は、契約書及び「URの工事等履行に係る法令等に基づく届出チェックリストの更新等業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、本「URの工事等履行に係る法令等に基づく届出チェックリストの更新等業務特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。

2 業務の目的

本業務は、URの事業において現在使用している「法令等に基づく届出チェックリスト」に関して、最新の法令等を踏まえ様式の見直しを行うこと及び利便性向上のための方策を検討及び実施することを目的とする。

3 用語の定義

この特記仕様書に使用する用語の定義は、共通仕様書「3 用語の定義」に定めるところによる。

4 業務の履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和8年6月30日までとする。

5 業務の内容

「法令等に基づく届出チェックリスト」（以下、法令チェックリストという。）に関しては、土木系の業務に関してはH27版（別紙1）建築系業務に関してはH28版（別紙2）を運用中である。

現在使用中の法令等に基づく届出は約320項目であり、法令チェックリストの見直しに関しては、以下の作業を行う。

（1）新規法令等の収集及び整理

URの事業において使用する可能性がある建築、電気設備、機械設備、土木及び造園にかかる法令及び条例等に関して、収集及び整理を行う。

また、別紙1、2の法令チェックリストに既に記載されている法令等の事項に関して改めて確認を行う。

（2）法令チェックリストの見直しに係る整理

法令チェックリストを編集するうえで必要な以下の整理を行う。

- ・各職種別で届出を行う頻度の高い法令等を抽出
- ・法令等に関して事業段階で整理する、提出をしなかった場合の事業リスクで整理する等、法令チェックリストの運用上でより効果的に確認できるよう提案を行い整理

（3）法令チェックリストの編集

（1）（2）で整理した情報及び以下の事項を法令チェックリストに反映する。法令チェックリストは1つのシートに全職種の法令等を記載する。

- ・届出等書類名称、根拠法令、提出先、届出者等に関して簡潔に記載
- ・法令等の届出が必要なケース等を簡潔に記載
- ・その他調査職員の指示において編集を行う

(4) 法令等の解説書作成

(3) で編集した法令等の提出物に関して解説を作成する。約 320 個を見込み、1 提出物につき 1 ページ程度で作成を行う。なお構成は法令等の概要（いつ、だれが、どこに、なにをする）及び補足説明を予定しており、別紙 3 を参考とする。

(5) 法令チェックリストの使用に関するマニュアル等作成

法令チェックリスト（解説書含む）の使用方法に関してマニュアルの作成を行う。

なお、作成の際には以下の事項を追加する。

- ・UR 計画担当、UR 設計担当、総主任、監督員、設計業者、施工業者がどのタイミングで確認・チェックをするのかフローを作成
- ・職員、総主任・監督員、施工業者のそれぞれに対して、法令等のチェックができるように簡易的なマニュアルを作成
- ・その他調査職員の指示において作成を行う

6 機密保持

本業務の履行に際し、重要な情報については、特に取り扱いに留意することとし、監督員の指示があった場合においては、調査員が指定した場所にて資料を閲覧することとする。この際の事務所及び什器使用料は無償とする。

7 交通費の負担

本業務に要する交通費は、原則として経費に含むものとする。ただし、特別な事由により調査員が求めた場合は、別途協議により定めるものとする。

8 貸与品等

貸与を予定している資料は以下のとおりとする。その他、機構が所有する資料を必要とする場合は、調査員と協議すること。

- ・法令等に基づく届出等に関するチェックリストに関する業務連絡

9 物品の購入

本特記仕様書に記載なき物品を購入し、新たに要した諸費用を発注者が負担する場合は、書面により調査員の承諾を得なければならない。購入した物品は発注者の所有とし、受注者は善良な管理者の注意をもって当該物品を使用しなければならない。

10 管理技術者

- (1) 本業務において、従事する管理技術者については、共通仕様書様式-1 に基づき、氏名、保有資格を記載し、調査員に提出すること。
- (2) 管理技術者は、業務の履行にあたり、契約図書、仕様書及び 8 貸与品等に示す基準等を十分に理解し、業務が管理技術者の下、担当技術者によって完全に履行されるように業務の調査を行うものとする。
- (3) 管理技術者は、調査員との打合せを 1 回／月程度実施するものとする。
- (4) 管理技術者は、業務内容の進捗状況等を調査員に適宜報告するものとする。また、調査員からの要求に応じて、その都度業務の報告を行わなければならない。
- (5) 担当技術者が、調査員及び管理技術者の承諾により必要に応じて実施する場合も、調査員に業務の内容等について、適宜報告を行わなければならない。

11 成果物

本業務における成果物は以下のとおりとする。なお、成果物は発注者の許可なく発表又は引用してはならない。

(1) 本業務に係る報告書一式 (A4 版) 2 部 (下記内容を含む)

(2) 本業務に係る報告書の概要版 (A4 版) 1 部

(3) 上記 (1) ~ (2) に関する原図一式及び電子データ (作成ソフトによるオリジナルデータ、報告書形式等の PDF によるデータ) 1 部

※1: 成果物の引渡し前にデータ提出方法等について、調査員と協議すること。

※2: 成果物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号) に適合すること。

12 業務環境の改善

本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。ウイークリースタンスの実施にあたっては、ウイークリースタンス実施要領 (別添 1) に基づき、調査員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

13 疑義

本業務の実施にあたり、本特記仕様書に疑義が生じた場合は、書面をもって通知し、調査員と協議等のうえ実施するものとする。

以 上

ウイークリースタンス 実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第 22 条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

（1）業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1 週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。

- ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
- ② 水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
- ③ 休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
- ④ 昼休みや 17 時以降の打合せは行わない。
- ⑤ 定時間際、定時後の依頼をしない。
- ⑥ その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web 会議の積極的な活用等）。

（2）業務履行期間中であっても、受発注間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。

（3）（1）によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。

（4）緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

（1）初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。

（2）受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

（3）成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以 上

打合せ記録簿記載例

1 初回打合せ時

ウイークリースタンス取組内容

取組内容	特記事項 ^{※2}	実施 ^{※3}
①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。		■
②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。		■
③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。		■
④昼休みや 17 時以降の打合せは行わない。		■
⑤定時間際、定時後の依頼をしない。		■
⑥その他の項目 ^{※1}		—

※1 ①～⑤以外で取り組む内容がある場合に記入する

※2 曜日・時間等の取組内容を変更する場合等に記入する

※3 実施する項目を「■」とする。

2 成果品納品時

ウイークリースタンス取組内容及び実施結果

取組内容	対象	実施結果 ^{※4}	実施できなかった理由
①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。	■		
②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。	■		
③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。	■		
④昼休みや 17 時以降の打合せは行わない。	■		
⑤定時間際、定時後の依頼をしない。	■		
⑥その他の項目	—		

※4 「実施できた」「どちらかというと実施できた」「どちらかというと実施できなかった」「実施できなかった」から選択する。

「実施できた」以外を選択した場合、実施できなかった理由の欄に入力する。

効果・改善点等 ^{※5}

※5 ウイークリースタンスに取り組んで業務環境は改善されたか、改善内容（（例）残業が減少し、業務に余裕が出来た）などを記入する。

完了報告確認
設計TL
※

※設計担当者からの報告確認用

法令等に基づく届出等チェックリスト（基盤）

設計名称：	設計者：	印
工事件名：	工事監理者：	印
工事受注者：		印

No.	届出等書類名称	根拠法令	届出等提出先	届出等提出者	適用にあたっての留意事項	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄	
						届出の 要不要等	提出期日	提出日 (予定日)	担当者	届出日	届出確認日	
・ 各支社からのヒアリングに基づき、共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しており、届出にあたっては、所轄行政庁により異なるので注意 ・ 条例等については、地元自治体にあわせ、修正すること ・ 設計内容及び工事内容等に基づき届出等に不足があれば、追記すること						届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「－」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認	
□法関連												
◇道路法												
1	道路自費工事申請書	道路法第24条	道路管理者	支社長								
2	道路占用許可申請書	道路法第32条	道路管理者	支社長								
3	交通管理者協議	道路法第95条の2	公安委員会	支社長								
◇道路交通法												
4	道路標識移設（撤去）承認申請書	道路交通法第4条	交通管理者	支社長								
5	道路使用許可申請	道路交通法第77条	交通管理者	支社長								
◇建築基準法												
6	建築物除却届け	建築基準法第15条	知事等	支社長								
7	計画通知書	建築基準法第18条	建築主事	支社長								
8	特定工程工事終了通知書	建築基準法第18条	建築主事	支社長								
9	道路位置指定等関係申請書	建築基準法第42条	知事等	支社長								
10	工作物の申請	建築基準法第88条	建築主事	支社長								
◇河川法												
11	河川法許可申請 （河川管理者以外の者の施工工事等）	河川法第20条	河川管理者	支社長								
12	河川法許可申請 （流水の占用の許可）	河川法第23条	河川管理者	支社長								
13	河川法許可申請 （土地の占用の許可）	河川法第24条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること							
14	河川法許可申請 （工作物の新築等の許可）	河川法第26条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること							
15	河川法許可申請 （土地の掘削等の許可）	河川法第27条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること							
16	河川法許可申請 （河川保全区域における工事等の制限）	河川法第55条	河川管理者	支社長	河川保全区域を確認すること							
◇都市計画法												
17	開発協議申請関連	都市計画法29条等 (34条の2)	知事等	支社長								
18	公共施設管理者協議書	都市計画法第32条	公共施設管理者	支社長								
19	地区計画等の区域内における建築等の届出	都市計画法第58条の2	市長等	支社長								
◇消防法												
20	指定水利変更等届出書	消防法	消防署長等	支社長								
21	防火水槽設置届け	消防法	消防署長等	支社長								
22	消防用設備等設置届出書	消防法	消防署長等	支社長								
◇測量法、国土調査法												
23	測量標・測量成果の使用承認申請	測量法第26条、30条	国土地理院の長	支社長								
24	測量成果の交付申請	測量法第28条	国土地理院の長	支社長								
25	公共測量実施計画書	測量法36条	国土地理院の長	支社長								
26	公共測量成果提出	測量法40条	国土地理院の長	支社長								
27	公共測量成果の使用承認申請書	測量法第44条	測量計画機関	支社長								
28	測量成果の認証申請	国土調査法第19条	国土交通大臣	支社長・理事長								

No.	届出等書類名称	根拠法令	届出等提出先	届出等提出者	適用にあたっての留意事項	設計者 記入欄		建設業者 記入欄	届出者 記入欄		監督員 記入欄
						届出の 要不要等	提出期日	提出日 (予定日)	担当者	届出日	届出確認日
◇文化財保護法											
29	埋蔵文化財包蔵地による工事届出	文化財保護法93条	教育委員長	支社長							
30	文化財保護法94条通知	文化財保護法94条	教育委員長	支社長							
◇土壌汚染対策法、水質汚濁防止法											
31	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	土壌汚染対策法第4条	知事等	支社長							
32	水質汚濁防止法に基づく届出（特定施設設置届、特定施設の構造等の変更届、期間短縮の変更届）	水質汚濁防止法	知事等	支社長							
◇高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）											
33	交通バリアフリー法に基づく申請及び届出	交通バリアフリー法	知事等	支社長							
◇高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）											
34	ハートビル法に基づく報告、申請	ハートビル法	知事等	支社長							
◇大規模小売店舗立地法											
35	交通管理者協議	大店立地法	交通管理者	支社長							
◇電線共同溝の整備等に関する特別措置法											
36	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく届出	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	道路管理者	支社長							
◇下水道法											
37	下水道施設自費工事中の請書（着工届、竣工届、検査届）	下水道法第16条	公共下水道管理者	支社長							
38	下水道固着申請等	下水道法第24条	公共下水道管理者	支社長							
◇海岸法、砂防法、港湾法											
39	海岸保全区域の占用	海岸法第7条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること						
40	海岸保全区域における掘削の許可申請書	海岸法第8条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること						
41	管理者以外の施工する工事	海岸法第13条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること						
42	砂防指定地内制限許可申請（砂防指定地での工作物の新築、木竹の伐採）	砂防法4条	知事等	支社長	砂防指定地を確認すること						
43	水域占用許可申請書	港湾法第37条	港湾管理者	支社長	港湾区域および港湾隣接地域を確認すること						
44	臨港地区内における行為の届出等	港湾法第38条の2	港湾管理者	支社長	臨港地区を確認すること						
◇建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法、建リ法）											
45	建設リサイクル法に基づく届出書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	知事等	支社長							
◇ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称：廃掃法、廃棄物処理法）											
46	焼却炉撤去（ダイオキシン類）	ダイオキシン類対策特別措置法	知事等	支社長							
47	廃掃法関連	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境大臣等	支社長・請負者							
◇騒音規制法、振動規制法											
48	騒音規制法に基づく届出（特定施設設置届、特定施設使用変更届、騒音防止方法変更届、氏振動規制法に基づく届出）	騒音規制法6、8、10条	知事等	支社長	指定地域を確認すること						
49	振動規制法に基づく届出（特定施設使用届、占用料免除申請、行政等）	振動規制法6、8、10条	知事等	支社長	指定地域を確認すること						
◇宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律											
50	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可申請	宅地造成等規制法第8条	知事等	支社長	宅地造成工事規制区域を確認すること						
51	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可申請	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	知事等	支社長	急傾斜地崩壊危険区域を確認すること						
◇都市公園法											
52	許可申請書	都市公園法5条	市長等	支社長							
53	都市公園の占用許可	都市公園法6条	市長等	支社長							
◇森林法											
54	森林法関係届出	森林法10条の2	知事等	支社長	地域森林計画の対象となっている民有林を確認すること						
◇景観法											
55	景観計画の区域内における行為の届出書	景観法第16条	景観行政団体の長	支社長	景観計画区域を確認すること						

No.	届出等書類名称	根拠法令	届出等提出先	届出等提出者	適用にあたっての留意事項	設計者 記入欄		建設業者 記入欄	届出者 記入欄		監督員 記入欄	
						届出の 要不要等	提出期日	提出日 (予定日)	担当者	届出日	届出確認日	
◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法												
56	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	都道府県知事 (又は政令市長)	支社長	PCBの保管のみ PCBの保管・使用の両方あり							
57	承継届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第2項	都道府県知事 (又は政令市長)	支社長	PCB廃棄物の承継							
58	使用中のPCB製品譲渡し届出書 使用中のPCB製品譲受け届出書	東京都PCB（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱第9条	都道府県知事 (又は政令市長)	支社長	使用中のPCB製品の譲渡し・譲受け							
59	使用中のPCB製品の使用届出書	東京都PCB（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱第5条	都道府県知事 (又は政令市長)	支社長	使用中PCB製品を発見							
□条例等関連												
◇道路関係												
60	道路沿道掘削届	条例	市長等	支社長								
61	道路掘削制限解除申請書	条例	市長等	支社長								
62	狹隘道路拡幅整備事前協議書	条例	区長等	支社長								
63	埋設標の道路占用許可申請書	条例	市長等	支社長								
◇排水関係												
64	排水設備等施設等計画届出書 (排水用、排水用、排水用)	条例	市長等	支社長								
65	公共下水道使用届出書等	条例	市長等	支社長								
66	公共ます設置届出	条例	市長等	支社長								
67	雨水浸透施設等設置工事計画届 (排水用、排水用)	条例	市長等	支社長								
68	大量排水事前協議書	条例	市長等	支社長								
◇給水関係												
69	給水装置工事承認申請書	条例	水道事業管理者等	支社長								
70	給水装置不使用兼撤去届	条例	水道事業管理者等	支社長								
71	給水装置工事完了届	条例	水道事業管理者等	支社長								
◇解体関係												
72	解体事業計画書	条例	市長等	支社長								
73	解体事業に伴う工事着手届	条例	市長等	支社長								
74	解体事業説明会等報告書	条例	市長等	支社長								
75	解体事業標識設置届	条例	市長等	支社長								
76	指定作業場廃止届出書	条例	市長等	支社長								
◇測量関係												
77	境界確認書	条例	市長等	支社長								
78	境界査定願い	条例	市長等	支社長								
◇消防関係												
79	消防活動空地設置届	条例	消防署長	支社長								
80	消防水利設置届	条例	消防署長	支社長								
81	消防水利完成検査申請書	条例	消防署長	支社長								
82	消防活動上支障ある行為等の届出書	条例	消防署長	支社長								
83	防火対象物使用開始(変更)届出	条例	消防署長	支社長								
◇土壌関係												
84	土壌汚染状況調査報告書	条例	知事等	支社長								
85	土壌汚染処理完了報告書	条例	知事等	支社長								
86	東京都環境確保条例116条に基づく土壌汚染調査(計画)届出書	都条例	都知事	支社長								
87	東京都環境確保条例117条に基づく土壌汚染調査(計画)届出書	都条例	都知事	支社長								

No.	届出等書類名称	根拠法令	届出等提出先	届出等提出者	適用にあたっての 留意事項	設計者 記入欄		建設業者 記入欄	届出者 記入欄		監督員 記入欄
						届出の 要不要等	提出期日	提出日 (予定日)	担当者	届出日	届出確認日
◇その他											
88	工事監理者及び工事施工選任届	条例	建築主事	支社長							
89	公有土地水面使用届出	条例	知事等	支社長							
90	緑化協議申出書	条例	市長等	支社長							
91	砂防指定地内行為協議書	条例等	知事等	支社長							
92	貯水槽廃止届	条例	知事等	支社長							
93	地下水保全条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長							
94	東京都環境確保条例89条に基づく指定作業場設置（変更）届（自動車駐車場20台以上）	都条例89条	都知事	支社長							
95	都市公園条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長							
96	都市景観協議申出書	条例	市長等	支社長							

完了報告確認 設計TL
※

※設計担当者からの報告確認用

法令等に基づく届出等チェックリスト（造園）

設計名称：	設計者：	印
工事件名：	工事監理者：	印
	工事受注者：	印

No.	届出等書類名称	根拠法令	届出等提出先	届出等提出者	適用にあたっての留意事項	設計者 記入欄		建設業者 記入欄	届出者 記入欄		監督員 記入欄
						届出の 要不要等	提出期日	提出日 (予定日)	担当者	届出日	届出確認日
・ 各支社からのヒアリングに基づき、共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しており、届出にあたっては、所轄行政庁により異なるので注意 ・ 条例等については、地元自治体にあわせ、修正すること ・ 設計内容及び工事内容等に基づき届出等に不足があれば、追記すること						届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「－」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
建設リサイクル法											
1	届出書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	都府県知事 市長	支社長	請負代金の額が五百万円以上						
都市計画法											
2	開発協議申請関連	都市計画法29条等 (34条の2)	知事等	支社長	公園整備に係る開発事前審査願 協議書完了届引継書						
3	公共施設管理者協議書	都市計画法第32条	公共施設管理者	支社長							
宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律											
4	宅地造成工事規制法区域内における宅地造成に関する工事の許可申請書、工事完了の報告書	宅地造成等規制法第8条	知事等	支社長	高さが二メートルを超える擁壁、地表水等を排除するための排水施設						
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可申請書		知事等	支社長							
道路法											
6	自費工事申請	道路法第24条	道路管理者	支社長							
7	道路占用許可申請書	道路法第32条	道路管理者	支社長							
8	道路掘削届	道路法第32条	道路管理者	支社長							
9	道路占用協議書	道路法第35条	道路管理者	支社長							
道路交通法											
10	道路標識移設（撤去）承認申請書	道路交通法第4条	交通管理者	支社長							
11	道路使用許可申請	道路交通法第77条	交通管理者	支社長							
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律											
12	公園に関する協議	13条	公園管理者	支社長	対象は施行令第1条旅客施設3条公園施設、4条特定建築物などが該当						
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）											
13	交通バリアフリー法に基づく申請及び届出	交通バリアフリー法	知事等	支社長							
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）											
14	ハートビル法に基づく報告、申請	ハートビル法	知事等	支社長							
景観法											
14	景観計画の区域内における行為の届出書	景観法第16条	景観行政団体の長	支社長							
水道法											
15	専用水道布設工事設計確認申請書	水道法第33条第1項	行政長	支社長	給水施設の規模による						
16	専用水道給水開始届	水道法第13条第1項	知事	支社長	給水施設の規模による						
17	簡易専用水道設置届・給水開始報告書	水道法施工細則23条	保健所長	支社長	給水施設の規模による						
下水道法											
18	下水道施設自費工事申請書（着手届、竣工届、検査届）	下水道法第16条	公共下水道管理者	支社長							
19	下水道固着申請等	下水道法第24条	公共下水道管理者	支社長							

No.	届出等書類名称	根拠法令	届出等提出先	届出等提出者	適用にあたっての留意事項	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						届出の要不要等	提出期日	提出日 (予定日)	担当者	届出日	届出確認日
河川法											
20	河川法許可申請 (河川管理者以外の者の施工による工事等)	河川法第20条	河川管理者	支社長							
21	河川法許可申請 (流水の占用の許可)	河川法第23条	河川管理者	支社長							
22	河川法許可申請 (土地の占用の許可)	河川法第24条	河川管理者	支社長							
23	河川法許可申請 (工作物の新築等の許可)	河川法第26条	河川管理者	支社長							
24	河川法許可申請 (土地の掘削等の許可)	河川法第27条	河川管理者	支社長							
25	河川法許可申請 (河川保全区域における行為の制限)	河川法第55条	河川管理者	支社長							
海岸法、砂防法、港湾法											
26	海岸保全区域の占用	海岸法第7条	海岸管理者	支社長							
27	海岸保全区域における掘削の許可申請書	海岸法第8条	海岸管理者	支社長							
28	管理者以外の施工する工事	海岸法第13条	海岸管理者	支社長							
29	砂防指定地内制限許可申請 (砂防指定地での工作物の新築・土留の取壊等)	砂防法 4 条	知事等	支社長							
30	水域占用許可申請書	港湾法第37条	港湾管理者	支社長							
31	臨港地区内における行為の届出等	港湾法第38条の2	港湾管理者	支社長							
文化財保護法											
32	埋蔵文化財包蔵地による工事届出	文化財保護法93条	教育委員長	支社長							
33	文化財保護法94条通知	文化財保護法94条	教育委員長	支社長							
緑化関連条例											
34	緑化計画書、完了届	都・府・県 緑化関連条例	都府県知事	支社長							
35	緑化計画書、完了届	市・23区 緑化関連条例	市長、区長	支社長							
36	「緑地の保存・保存樹等に関する協定」の締結申出書、完了届	保存緑地・保存樹関連 条例	市長	支社長							
37	街路樹植栽計画承認申請書、完了届、引継書	街路樹整備関連条例	市長	支社長							
その他条例											
38	福祉のまちづくり条例届出書	福祉のまちづくり条例	市長	支社長							
39	都市景観協議申出書	条例	市長等	支社長							
排水関連条例											
40	排水設備等新設等計画届出書 (排水管・排水管・排水管)	条例	市長等	支社長							
41	公共下水道使用届出書 等	条例	市長等	支社長							
42	公共ます設置届出	条例	市長等	支社長							
43	雨水浸透施設等設置工事計画届 (排水管・排水管)	条例	市長等	支社長							
44	大量排水事前協議書	条例	市長等	支社長							
水道関連条例											
45	給水関係事前協議に関する申請書	条例等	市町村町又は水道事業管理者	支社長							
46	上水道施設の開発に関する届出	条例等	市町村町又は水道事業管理者	支社長							
47	上水道施設の設計審査に関する申請書	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	支社長							
48	上水道施設の工事に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	支社長							
49	上水道施設の移管に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	支社長							
50	給水装置工事の設計審査に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	支社長							
51	給水装置工事施工承認申込書 (給水管・給水管・給水管)	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	支社長							
52	その他給水管工事に関する承認申請書	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	支社長							
53	給水開始申込書	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	支社長							
54	その他給水に関する届出	条例等	市町村町又は水道事業管理者	支社長							
道路関連条例											
55	道路沿道掘削届	条例	市長等	支社長							
56	道路掘削制限解除申請書	条例	市長等	支社長							
57	狹隘道路拡幅整備事前協議書	条例	区長等	支社長							
58	埋設標の道路占用許可申請書	条例	市長等	支社長							

※工事監視者からの報告確認用

設計名称： _____ 設計者： _____ 印 _____

工事件名： _____ 工事監理者： _____ 印 _____

工事受注者： _____ 印 _____

[illegible]

[illegible]

法令等に基づく届出チェックリスト

※1 確認印：工事完了時の完了確認用。設計TL：設計担当者からの報告、所長：工事監理者からの報告による。

※2 設計者：在来の場合：URの設計部門が記入したものを、工事の現場説明書及び監督の仕様書に添付し、工事期間中に当初の記入済みの項目含めて建設業者が確認する。
設計施工の場合：建設業者の設計部門が記入したものを、工事期間中に当初の記入済みの項目含めて建設業者が確認する。

完了報告確認(設計TL)※1	完了報告確認(工事事務所長)※1

設計名称：	設計者：	印
工事件名：	工事監理者：	印
	工事受注者：	印

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあつての留意事項	主に該当する職種						設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日 (予定日)	担当者	届出日	届出確認日
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。												届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「－」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
1 建築基準法に基づく届出																	
1	仮使用承認申請書	建築基準法第7条の6	特定行政庁	本部長等				○									
2	工事中の消防計画届出書	建築基準法第7条の6	消防長、消防署長	本部長等	仮使用申請時等			○									
3	建築設備工事監理報告書	建築基準法第12条第3項	特定行政庁 建築主事	本部長等		○	○	○	○								
4	品質管理調査書	建築基準法第12条第3項	特定行政庁 建築主事	本部長等	昇降機等建築設備の検査報告	○	○	○	○								
5	工事監理報告書(ｼﾝｸﾞﾙｽ対策関係)	建築基準法第12条第3項	特定行政庁 建築主事	本部長等		○	○	○	○								
6	建築設備工事監理(状況)報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁 建築主事	本部長等	特定行政庁等が必要とする場合のみ	○	○	○	○								
7	建築工事施工計画報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁 建築主事	工事監理者等		○	○										
8	建築工事施工結果報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁 建築主事	工事監理者等		○	○										
9	鉄骨工事施工計画報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁 建築主事	工事監理者等		○	○										
10	鉄骨工事施工結果報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁 建築主事	工事監理者等		○	○										
11	建築工事届	建築基準法第13条	知事・建築主事	本部長等	1項	○	○										
12	建築物除却届	建築基準法第15条	知事	本部長等 施工者	1項	○	○		○								
13	計画通知書(昇降機を含む)	建築基準法第18条	特定行政庁	本部長等		○	○	○	○	○							
14	構造適合性判定	建築基準法第18条の2	都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関	本部長等		○	○		○								
15	計画変更通知	建築基準法第18条	特定行政庁	本部長等		○	○	○									
16	建築主等変更届	建築基準法第18条	特定行政庁	本部長等		○	○										
17	設計変更申請書	建築基準法第18条	特定行政庁	本部長等		○	○	○									
18	工事完了通知書(昇降機を含む)	建築基準法第18条	建築主事	本部長等		○	○	○	○								
19	工事監理者・工事施工者変更等届	建築基準法第18条	建築主事	本部長等		○	○										
20	中間検査分割受検申込書	建築基準法第7条の3第1項	建築主事	本部長等			○		○								
21	中間検査申請書(特定工程工事終了通知書)	建築基準法第18条	建築主事	本部長等		○	○		○								
22	追加説明書(計画通知)	建築基準法第18条の3	建築主事	本部長等		○	○										
23	道路位置指定等関係申請書	建築基準法第42条	知事等	本部長等	5項				○								
24	許可申請書	建築基準法第43条	特定行政庁	本部長等	敷地等と道路との関係		○										
25	許可申請書	建築基準法第44条	特定行政庁	本部長等	道路内の建築制限		○										
26	許可申請書	建築基準法第45条	特定行政庁	本部長等	用途地域等		○										
27	許可申請書	建築基準法第51条	特定行政庁	本部長等	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置		○										
28	許可申請書	建築基準法第52条	特定行政庁	本部長等	容積率		○										
29	許可申請書	建築基準法第55条	特定行政庁	本部長等	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域における建築物の高さの限度		○										
30	許可申請書	建築基準法第56条の2	特定行政庁	本部長等	日影による中高層の建築物の高さの制限	○	○										
31	許可申請書	建築基準法第59条の2	特定行政庁	本部長等	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例	○	○										
32	地区計画容積認定申請	建築基準法第68条の3	特定行政庁	本部長等			○										
33	地区計画等の特例等その他の許可・認定申請書	建築基準法第68条の4～9	特定行政庁	本部長等													
34	適合部材申請	建築基準法第68条の10～	国土交通大臣	本部長等													
35	構造方法等の認定申請書	建築基準法第68条の26	国土交通大臣	本部長等			○										
36	仮設建築物の許可	建築基準法第69条	建築主事	本部長等			○										
37	一団地認定申請書	建築基準法第68条	特定行政庁	本部長等		○	○		○	○							
38	一団地(変更)認定申請書	建築基準法第68条の2	建築主事	本部長等		○	○		○	○							
39	認定取消申請	建築基準法第68条の5	特定行政庁	本部長等		○	○		○	○							
40	工作物の申請	建築基準法第68条	建築主事	本部長等		○			○								
41	工事施工者届	建築基準法施行細則第5条	建築主事	本部長等		○	○	○	○								
42	工事監理者届	建築基準法施行細則第5条	建築主事	本部長等		○	○	○	○								
43	既存不適格調査書	建築基準法施行規則第1条の3表二(63)	建築主事	本部長等		○	○										

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあつたの留意事項	主に該当する職種	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄					
							届出の要不要等	提出期日		提出日(予定日)	担当者		届出日	届出確認日			
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。						保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「－」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
44	建築物の定期報告(点検)	建築基準法第8条、12条 建築基準法施行令第16条(14条の2) 建築基準法施行規程第4条の20			この制度は、国、都道府県、特定行政庁等の建築物については適用されるが報告義務はない。(建築物の点検等)※建築memo	○	○										
2 建築士法に基づく届出																	
1	建築士事務所登録申請書	建築士法第23条	知事	本部長等	各職種建築士に対応要	○	○										
2	建築士事務所登録事項変更届	建築士法第23条の5	知事	本部長等	各職種建築士に対応要	○	○										
3	設計等の業務に関する報告書	建築士法第24条	知事	本部長等	各職種建築士に対応要	○	○										
3 消防法・火災予防条例等に基づく届出																	
1	火を使用する設備等の設置(変更)届出書	消防法9条・9の2条・火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第57条1項)	消防長又は消防署長	本部長等	ヒートポンプ冷暖房器等	○		○	○								
2	液化石油ガス貯蔵又は取扱の開始届出書	消防法第9条の3 火災予防条例	消防署長	本部長等				○	○								
3	危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置(変更)許可申請書	消防法11条第1項許可申請書	市町村長等都道府県知事	本部長等	指定数量以上の危険物	○	○	○	○								
4	危険物保安監督者選任・解任届	消防法13条	市町村長等	本部長等	政令で定める危険物製造所等				○	○							
5	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置計画書	消防法第14条の2 火災予防条例	消防署長 市町村長	本部長等				○	○	○							
6	消防用設備等設置計画書	消防法17条	消防長、消防署長	本部長等				○	○	○	○						
7	消防用設備等着工届	消防法17条14	消防長、消防署長	本部長等				○		○	○						
8	特殊消防用設備等大臣認定申請書	消防法第17条の2の2	総務省消防庁予防課	本部長等	防火対象物に必要な消防用設備等に代えて、特殊消防用設備等の設置を希望する場合	○		○	○	○							
9	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書	消防法第17条の3の2	消防長又は消防署長	本部長等	自動火災報知設備、ガス漏、非常警報、誘導灯、非常コンセント、排煙等	○	○	○	○	○							
10	消防用設備等の特例基準適用申請書	消防法第17条 消防法施行令第32条 総務省令第40号	消防長又は消防署長	本部長等		○	○	○	○								
11	特殊防火対象物設置届	消防法施行規則第3条	消防長	本部長等				○									
12	消防計画書	消防法	消防長、消防署長	本部長等				○									
13	指定不防火区画等届出書	消防法	消防署長等	本部長等		○			○	○							
14	防火水槽設置届	消防法	消防署長等	本部長等					○	○							
15	消防活動空地設置届	条例	消防署長	本部長等						○							
16	消防活動空地設置完了検査申請書	条例	消防署長	本部長等						○							
17	消防水利設置届	条例	消防署長	本部長等						○							
18	消防水利完成検査申請書	条例	消防署長	本部長等						○							
19	消防活動上支障ある行為等の届出書	条例	消防署長	本部長等		○				○							
20	電気設備設置届出書	火災予防条例57条第1項	消防署長	本部長等		○		○									
21	少量危険物の貯蔵・取扱届出書	火災予防条例	消防署長	本部長等		○	○	○	○								
22	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置計画届出書	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第58条の2)	消防長又は消防署長	本部長等	自動火災報知設備、ガス漏、非常警報、誘導灯、非常コンセント、排煙等	○	○	○	○	○							
23	電気設備設置(変更)届出書	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第57条第1項)	消防長又は消防署長	本部長等	燃料電池発電設備、発電設備、変電設備、蓄電池設備	○			○	○							
24	危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成(前)検査申請書	危険物の規制に関する政令第8条	市町村長等都道府県知事	本部長等	指定数量以上の危険物	○	○	○	○								
25	少量危険物貯蔵取扱所・指定可燃物貯蔵取扱所設置(変更)届出書	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第31条)	消防長又は消防署長	本部長等	指定数量未満の危険物等	○	○	○	○								
26	防火対象物工事等計画届	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第56条第1項)	消防長又は消防署長			○	○										
27	防火対象物使用開始届	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第56条の2)	消防長又は消防署長	本部長等		○	○			○							
28	消防用設備等(特殊消防用設備等)の集中管理計画届出書	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第55条の2第2項)	消防総監	本部長等				○									
29	防災センター評価申請書	東京消防庁通達予第180号	東京消防設備保守協会等	本部長等				○									
30	消防防災システム評価申請書	東京消防庁通達予第148号	東京消防設備保守協会等	本部長等				○									
31	防火対象物設置届出書	各自治体火災予防条例等	消防署長、消防長	本部長等		○	○										
32	防火対象物使用開始届出書	各自治体火災予防条例等	消防署長、消防長	本部長等		○	○										
33	防火対象物工事計画届	各自治体火災予防条例等	消防署長	本部長等		○	○										
34	防火管理者選任(変更)届出書	各自治体火災予防条例等	消防署長	本部長等		○	○										
35	防火対象物点検報告書	各自治体火災予防条例等	消防署長、消防長	管理権限者	年1回	○	○	○	○								
36	防災管理点検報告書	各自治体火災予防条例等	消防署長、消防長	管理権限者	年1回	○	○	○	○								

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあつての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄	
											届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日	
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。						保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「－」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
4 道路法等に基づく届出																	
1	自費工事施工承認申請書	道路法第24条	区長	本部長等		○	○			○	○						
2	道路占用許可申請書	道路法第32条	道路管理者	本部長等	変更合	○	○	○	○	○	○						
3	道路掘削届	道路法第32条	道路管理者	本部長等	変更合	○	○	○	○	○	○						
4	道路占用協議書	道路法第35条	道路管理者	本部長等	国が行う事業、占用の特例	○	○	○	○	○	○						
5	沿道掘削届	道路法44条	道路管理者	本部長等		○	○			○							
6	交通管理者協議	道路法第95条の2	公安委員会	本部長等		○		○	○	○							
7	道路標識移設(撤去)承認申請書	道路交通法第4条	交通管理者	本部長等		○				○	○						
8	道路使用許可申請書	道路交通法第77条	警察署長	本部長等	道路使用時	○	○	○	○	○	○						
9	道路沿道掘削届	条例	市長等	本部長等		○				○	○						
10	道路掘削制限解除申請書	条例	市長等	本部長等		○				○	○						
11	狭隘道路拡幅整備事前協議書	条例	区長等	本部長等		○				○	○						
12	(埋設標の)道路占用許可申請書	条例	市長等	本部長等		○				○	○						
13	道路口用材料取付申請書	条例	道路管理者	本部長等		○	○	○	○	○	○						
4-1 駐車場法等に基づく届出																	
1	路外駐車場設置(変更)届出書	駐車場法第12条	市長 都道府県知事	本部長等		○	○			○	○						
2	路外駐車場供用開始届出書	駐車場法第13条	都道府県知事	本部長等		○	○			○	○						
3	路外駐車場供用休止・廃止届出書	駐車場法第14条	都道府県知事	本部長等		○	○			○	○						
5 河川法等に基づく届出																	
1	河川工事等承認申請	河川法第20条	河川管理者	本部長等		○	○			○	○						
2	河川法許可申請(流水の占用の許可)	河川法第23条	河川管理者	本部長等		○				○	○						
3	河川法許可申請(土地の占用の許可)	河川法第24条	河川管理者	本部長等	河川区域を確認すること	○	○			○	○						
4	河川法許可申請(工作物の新築等の許可)	河川法第26条	河川管理者	本部長等	河川区域を確認すること	○	○			○	○						
5	河川法許可申請(土地の掘削等の許可)	河川法第27条	河川管理者	本部長等	河川区域を確認すること	○	○			○	○						
6	河川法許可申請(河川保全区域における行為の制限)	河川法第55条	河川管理者	本部長等	河川保全区域を確認すること	○				○	○						
6 都市計画法等に基づく届出																	
1	開発行為許可申請書	都市計画法第29条	知事	本部長等			○										
2	開発協議申請関連	都市計画法29条等(34条の2)	知事等	本部長等	公園整備に係る開発事前審査願協議書完了届引継書					○	○						
3	公共施設管理有協議書	都市計画法第32条	公共施設管理者	本部長等						○	○						
4	建築承認申請書	都市計画法第37条	知事等	本部長等			○										
5	地区計画の区域内における行為の届出書	都市計画法第58条の2	市長	本部長等			○										
6	地区計画の区域内における行為の変更届	都市計画法第58条の2	市長	本部長等			○			○							
7	地区計画等の区域内における建築等の届	都市計画法第58条の2	市長等	本部長等			○										
7 土地区画整理法に基づく届出																	
1	区画整理法第76条申請	土地区画整理法第76条	知事 市長	本部長等			○										
8 水道法に基づく届出																	
1	専用水道布設工事設計確認申請書	水道法第33条第1項	行政長	本部長等	給水施設の規模による	○			○		○						
2	簡易専用水道(設置届・)給水開始報告書	水道法施工細則23条(東京都)	保健所長 知事	本部長等	給水施設の規模による	○			○		○						
3	給水装置の検査実施	水道法第17条		水道事業者	届け出の法文はない	○			○		○						
4	水道技術管理者の設置・報告	水道法第19条 水道法施工細則18条	知事	本部長等		○			○		○						
5	水質の検査の実施・記録作成・保管・報告	水道法第20条 水道法施工細則19条	知事	本部長等		○			○		○						
6	簡易専用水道受検報告書	水道法施工細則24条	知事	本部長等		○			○		○						
9 水道関連条例																	
1	給水関係事前協議に関する申請書	条例等	市町村町又は水道事業管理者	本部長等		○			○		○						
2	上水道施設の開発に関する届出	条例等	市町村町又は水道事業管理者	本部長等		○			○		○						
3	上水道施設の設計審査に関する申請書	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	本部長等		○			○		○						
4	上水道施設の工事にに関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	本部長等		○			○		○						
5	上水道施設の移管に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	本部長等		○			○		○						
6	給水装置工事の設計審査に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	本部長等		○			○		○						
7	給水管(取付・撤去)工事承認申請書	水道法 給水条例	水道局	本部長等		○			○	○	○						
8	給水装置工事施工承認申込書 給水装置(新設・改造・撤去)工事申込書	給水条例	市町村町又は水道事業管理者	本部長等		○			○	○	○						
9	その他給水管工事にに関する承認申請書	給水条例	水道事業管理者	本部長等	敷地内の給水設備に関する届出	○			○		○						

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあつての留意事項	主に該当する職種	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄					
							届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日					
・共通の名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。						保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「－」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
10	給水装置工事完了届	条例	水道事業管理者等	本部長等		○			○	○							
11	給水装置不使用兼撤去届	条例	水道事業管理者等	本部長等		○			○	○							
12	直結増圧給水に関する事前協議書	給水条例	水道事業管理者	本部長等	直結増圧給水が可能な場合	○			○								
13	直結増圧給水の設計審査に関する申請書	給水条例	水道事業管理者	本部長等	直結増圧給水が可能な場合	○			○								
14	直結増圧給水の施工に関する届出	給水条例	水道事業管理者	本部長等	直結増圧給水が可能な場合	○			○								
15	直結増圧給水の維持管理に関する届出	給水条例	水道事業管理者	本部長等	直結増圧給水が可能な場合	○			○								
16	受水槽以下表置の設計審査に関する申請書	給水条例	水道事業管理者	本部長等	建物(敷地内)に受水槽を設け給水する場合	○			○								
17	受水タンク以下装置メータ設置承認申請書	給水条例	水道事業管理者	本部長等	各戸検針によりメーターを設置する場合	○			○								
18	増圧給水設備以下給水装置メータ設置承認申請書	給水条例	水道事業管理者	本部長等	各戸検針によりメーターを設置する場合	○			○								
19	各戸検針・各戸徴集に関する申請書、契約書	給水条例	水道事業管理者	本部長等	各戸メーターにより検針する場合に必要な水道事業者	○			○								
20	各戸検針メーターの寄付・移管に関する届出書	給水条例	水道事業管理者	本部長等	各戸メーターの水道事業者への移管手続きを行う場合	○			○								
21	給水開始申込書	給水条例	水道事業管理者	本部長等		○			○		○						
22	その他給水に関する届出	条例等	市町村町又は水道事業管理者	本部長等		○			○		○						
23	貯水槽水道(設置・変更・廃止)届	条例等	水道局知事	本部長等		○			○								
10 下水道法に基づく届出																	
1	公共下水道工事施工承認申請書(着手届、竣工届、検査願)	下水道法第16条	公共下水道管理者	本部長等		○					○	○					
2	下水道固着申請等	下水道法第24条	公共下水道管理者	本部長等		○					○	○					
3	デイスボ-ガ排水処理システムの維持管等に関する計画書	デイスボ-ガ排水処理システムに関する条例取扱要綱	下水道局長、市長他	本部長等	東京都他	○			○								
4	デイスボ-ガ排水処理システム維持管理確認報告書	デイスボ-ガ排水処理システムに関する条例取扱要綱第7条の規定	下水道局長、市長、東京都下水道事業管理室	本部長等	東京都他	○			○								
11 排水に係る届出																	
1	排水設備等新設等計画届出書	条例	市長等	本部長等	東京都市内	○					○	○					
2	排水設備工事完了届	条例	市長等	本部長等	東京都市内	○					○	○					
3	工事完了検査願	条例	市長等	本部長等	東京都市内	○					○	○					
4	公共下水道使用開始届出書 等	条例	市長等	本部長等	東京都市内	○					○	○					
5	公共ます設置等承認申請書	条例	市長等	本部長等	東京都市内	○					○	○					
6	公共ます等工事着手届兼現場立会届	条例	市長等	本部長等	東京都市内	○					○	○					
7	公共ます等工事完了届	条例	市長等	本部長等	東京都市内	○					○	○					
8	雨水浸透施設等設置工事計画届	条例	市長等	本部長等	東京都市内	○					○	○					
9	雨水浸透施設工事完了届	条例	市長等	本部長等	東京都市内	○					○	○					
10	工事完了検査願	条例	市長等	本部長等	東京都市内	○					○	○					
11	大量排水事前協議書	条例	市長等	本部長等	東京都市内	○					○	○					

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄	
							届出の 要不要等	提出期日		提出日 (予定日)	担当者		届出日
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。							保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「-」をつける 法令等により提出記述が定められている場合記入 届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入 実際に届出を行う者を記入 実際に提出先に提出した日付を記入 監督員が届出を確認した日を確認
12 解体に係る届出													
1	解体事業計画書	条例	市長等	本部長等	東京都市区内	○			○				
2	解体事業に伴う工事着手届	条例	市長等	本部長等	東京都市区内	○			○				
3	解体事業説明会等報告書	条例	市長等	本部長等	東京都市区内	○			○				
4	解体事業標識設置届	条例	市長等	本部長等	東京都市区内	○			○				
5	解体事業実施届出書	条例	市長等	本部長等	東京都市区内	○			○				
6	指定作業場廃止届	条例	市長等	本部長等	東京都市区内	○			○				
13 振動規制法に基づく届出													
1	特定施設設置届出書	振動規制法第6条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○	○	○				
2	特定施設使用届出書	振動規制法第7条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○						
3	特定施設の種類及び能力ごとの数、特定施設の使用の方法変更届出書	振動規制法第8条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○						
4	振動の防止の方法変更届出書	振動規制法第8条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○						
5	氏名等変更届出書	振動規制法第10条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○						
6	特定施設使用全廃届出書	振動規制法第10条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○						
7	承継届出書	振動規制法第11条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○						
8	特定建設作業実施届出書	振動規制法第14条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○						
9	フレキシブルディスク提出書	振動規制法施行規則第10条の2	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○						
14 騒音規制法に基づく申請													
1	特定施設設置届出書	騒音規制法第6条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○	○	○				
2	特定施設使用届出書	騒音規制法第7条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○	○	○				
3	騒音の防止の方法変更届出書	騒音規制法第8条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○						
4	氏名等変更届出書	騒音規制法第10条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○						
5	特定施設使用全廃届出書	騒音規制法第10条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○						
6	承継届出書	騒音規制法第11条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○						
7	特定建設作業実施届出書	騒音規制法第14条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○						
8	フレキシブルディスク提出書	騒音規制法施行規則第11条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○						
15 航空法に基づく届出													
1	制限表面区域内の建築物	航空法第49条	空港事務所長	本部長等	区域内仮設物についての承認		○						
2	航空障害灯及び昼間障害標識の設置届出	航空法第51条、51条の2 航空法施行規則第238条	国土交通大臣	本部長等	高さ60m以上の物件、空港近接等	○	○	○					
3	航空障害燈設置免除許可申請書	航空法第51条第1項ただし書	地方航空局保安部運用課	本部長等	免除要件に該当する場合	○		○					
4	昼間障害標識設置免除承認申請書	航空法施行規則第132条の2第1項	地方航空局保安部運用課	本部長等	免除要件に該当する場合	○		○					
16 交通バリアフリー法に基づく届出(高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律第39条第1項に規定する土地区画整理事業に関する省令に基づく届出)													
1	交通バリアフリー法に基づく申請及び届出	交通バリアフリー法	知事等	本部長等		○	○		○	○			

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄	
											届出の要不要等	提出期日		提出日 (予定日)	担当者		届出日
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。						保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「-」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
17 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく届出																	
1	公園に関する協議	13条	公園管理者	本部長等	対象は施行令1条旅客施設3条公園施設、4条特定建築物などが該当	○	○				○						
2	計画認定申請書	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条	所管行政庁	本部長等	特定建築物の建築等	○	○			○	○						
3	変更認定申請書	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条	所管行政庁	本部長等	認定の計画変更	○	○			○	○						
4	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく届出	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律	都道府県知事	本部長等		○	○			○	○						
5	特定施設設置工事計画届出書	福祉のまちづくり条例	都道府県知事	本部長等		○	○			○	○						
18 福祉のまちづくり条例に基づく届出																	
1	福祉のまちづくり条例届出書	各自治体福祉のまちづくり条例	市長	本部長等		○	○		○		○						
2	福祉のまちづくり条例施設新設届関連	各自治体福祉のまちづくり条例	知事、市長等	本部長等		○	○		○								
3	福祉のまちづくり条例施設変更届関連	各自治体福祉のまちづくり条例	知事、市長等	本部長等		○	○		○								
4	福祉のまちづくり条例設置工事届関連	各自治体福祉のまちづくり条例	知事、市長等	本部長等		○	○		○								
5	福祉のまちづくり条例設置工事変更届関連	各自治体福祉のまちづくり条例	知事、市長等	本部長等		○	○		○								
6	福祉のまちづくり条例標識交付申請書	各自治体福祉のまちづくり条例	知事、市長等	本部長等		○	○		○								
7	福祉のまちづくり条例適合証交付請求書	各自治体福祉のまちづくり条例	知事、市長等	本部長等		○	○		○								
8	福祉のまちづくり条例工事完了届出書	各自治体福祉のまちづくり条例	知事、市長等	本部長等		○	○		○								
19 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく届出																	
1	設計住宅性能評価申請書	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第3条	登録住宅性能評価機関	本部長等			○										
2	建設住宅性能評価申請書	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第5条	登録住宅性能評価機関	本部長等			○										
3	着工届	登録住宅性能評価機関	本部長等				○										
4	各段階工程検査申請書	登録住宅性能評価機関	本部長等				○										
5	完了届	登録住宅性能評価機関	本部長等				○										
6	変更設計住宅性能評価申請書	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第3条	登録住宅性能評価機関	本部長等			○										
20 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく届出																	
1	特定建築物の地震に対する安全性に関する報告書	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第6条	所管行政庁 都道府県知事	本部長等		○	○										
2	認定建築物の耐震改修に関する報告書	建築物の耐震改修の促進に関する法律第19条	所管行政庁 都道府県知事	本部長等		○	○										
3	認定申請書	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条	所管行政庁 都道府県知事	本部長等		○	○										
4	変更認定申請書	建築物の耐震改修の促進に関する法律第18条	所管行政庁 都道府県知事	本部長等		○	○										
21 景観法に基づく届出																	
1	景観計画区域内における行為の届出書	景観法第16条	景観行政団体の長 (県知事等)	本部長等	景観計画区域を確認すること	○	○			○	○						
2	景観区域内における行為の変更届出書	景観法第16条	景観行政団体の長 (県知事等)	本部長等	景観計画区域を確認すること	○	○			○	○						
3	都市景観協議申出書	条例	市長等	本部長等		○	○			○	○						
22 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく届出																	
1	住宅瑕疵担保責任保険申し込み申請	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	住宅瑕疵担保責任保険法人	本部長等			○										
2	住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受ける額についての技術的確認の申請書	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	工事受注者	本部長等			○										

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄	
											届出の要不要等	提出期日		提出日 (予定日)	担当者		届出日
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。						保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「-」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
23 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく法律																	
1	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律対象建設工事通知[対象建設工事届](着工後に対象工事となった場合も含む)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条1項、第11条(国、自治体)	特定行政庁	本部長等	特定建設資材の種類、着工の時期、工程の概要	○	○	○	○	○							
2	対象建設工事の請負契約に係る書面	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条	本部長等(当事者間)		変更の都度、相互に交付	○	○	○	○	○							
3	特定建設資材廃棄物の再資源化等完了報告書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条	本部長等	請負者	請負者から発注者への報告・請負者の記録の保存	○	○	○	○	○							
24 土壤汚染対策法に基づく届出																	
1	土壤汚染状況調査結果報告書	土壤汚染対策法第3条	知事等	本部長等		○	○			○							
2	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	土壤汚染対策法第9条	知事等	本部長等		○	○			○							
3	土壤汚染状況調査報告書	条例	知事等	本部長等		○				○							
4	土壤汚染処理完了報告書	条例	知事等	本部長等		○				○							
25 海岸法に基づく届出																	
1	海岸保全区域占用許可申請書	海岸法第7条	海岸管理者	本部長等	海岸保全区域を確認すること	○	○			○	○						
2	海岸保全区域における施設(工作物)新設(改築)許可申請書	海岸法第8条1項2号	海岸管理者	本部長等	海岸保全区域を確認すること	○	○										
3	海岸保全区域における掘削(盛土、切土その他の制限行為)の許可申請書	海岸法第8条1項3号	海岸管理者	本部長等	海岸保全区域を確認すること	○	○			○	○						
4	管理者以外の施工する工事	海岸法第13条	海岸管理者	本部長等	海岸保全区域を確認すること	○				○	○						
26 港湾法に基づく届出																	
1	港湾区域等の占用又は工事等の許可の申請	港湾法第37条1項1号・占用1項3号・工事	当該港湾の区域を所管する港湾管理事務所、港湾管理者	本部長等	港湾区域および港湾隣接地域を確認すること	○	○										
2	臨港地区内における行為の届出等	港湾法第38条の2	港湾管理者	本部長等	臨港地区を確認すること	○				○	○						
3	工事の着手・完了の届出	港湾区域内における工事等の規制に関する規則第5条	当該港湾の区域を所管する港湾管理事務所、港湾管理者	本部長等		○	○										
27 電波法に基づく届出																	
1	高層建築物等工事計画届	電波法第102条の3第1項、電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	総務大臣各総合通信局	本部長等	新たに伝搬障害防止区域が指定された場所で、既に31mをこえる高層建築物を計画している場合		○										
2	高層建築物等変更届	電波法第102条の3第2項(又は、第102条の3第6項、第102条の4第2項)および電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	総務大臣各総合通信局	本部長等	新たに高層建築物等予定工事届等を提出した建築主等が記載内容を変更する手続。		○										
3	伝搬障害の判定のための必要事項の報告	電波法第102条の3第3項(又は第102条の3第6項、第102条の4第3項)	総務大臣各総合通信局	本部長等	総合通信局等の求めに応じて、建築主等が伝搬障害の判定のための必要事項について報告		○										
4	高層建築物等工事計画届	電波法第102条の3第5項、電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	各総合通信局	本部長等	新たに伝搬障害防止区域が指定された場所で、既に31mをこえる高層建築物を計画している場合		○										
28 文化財保護法に基づく届出																	
1	埋蔵文化財包蔵地による工事届出	文化財保護法93条	文化庁長官教育委員長	本部長等	文化財包蔵地確認	○	○			○	○						
2	文化財保護法94条通知	文化財保護法94条	文化庁長官教育委員長	本部長等	文化財包蔵地確認国の機関、地方公共団体等	○	○			○	○						
29 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出																	
1	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条	都道府県知事(又は政令市長)	本部長等	PCBの保管のみPCBの保管・使用・処分の両方あり	○	○	○		○							
2	承継届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第2項	都道府県知事(又は政令市長)	本部長等	PCB廃棄物の承継	○	○	○		○							
3	使用中のPCB製品の使用届出書	東京都及び(ポリ塩化ビフェニル)適正管理指導要綱第5条	都知事	本部長等	使用中PCB製品を発見(東京都)	○	○	○		○							
4	使用中のPCB製品譲渡し届出書 使用中のPCB製品譲受け届出書	東京都PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正管理指導要綱第9条	都知事	本部長等	使用中のPCB製品の譲渡し・譲受け(東京都)	○	○	○		○							

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄	
							届出の要不要等	提出期日		提出日(予定日)	担当者		届出日
・共通の名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。							保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「-」をつける 法令等により提出記述が定められている場合記入 届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入 実際に届出を行う者を記入 実際に提出先に提出した日付を記入 監督員が届出を確認した日を確認
30 宅地造成等規制法等に基づく届出													
1	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可申請書	宅地造成等規制法第8条	知事等	本部長等	宅地造成工事規制区域を確認すること	○							
2	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可変更申請書	宅地造成等規制法第12条	知事等	本部長等	宅地造成工事規制区域を確認すること	○							
3	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の工事完了届	宅地造成等規制法第13条	知事等	本部長等	宅地造成工事規制区域を確認すること	○							
4	工事届	宅地造成等規制法第13条	知事等	本部長等	宅地造成工事規制区域を確認すること	○							
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可申請	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	知事等	本部長等	急傾斜地崩壊危険区域を確認すること 第7条、第13条等	○							
31 大気汚染防止法に基づく届出													
1	ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書	大気汚染防止法第6条第1項	都道府県知事	本部長等	ばい煙を大気中に排出する場合	○		○	○				
2	特定粉じん排出等作業実施届出書	大気汚染防止法第18条の15	都道府県知事	本部長等	石綿等を含む建築物等の解体等作業を行う場合	○	○	○	○				
32 砂防法に基づく届出													
1	砂防指定地内制限許可申請(砂防指定地での工作物の新築、木竹の伐採等)	砂防法4条	知事等	本部長等	砂防指定地を確認すること	○				○	○		
33 都市緑地法等に基づく届出													
1	(特別)緑化保全地域内の行為の届出	都市緑地法第8条、第14条	都府県知事	本部長等	各区域を確認	○	○						
2	地区計画等緑地保全条例に関する届出	都市緑地法第20条	市町村長	本部長等		○	○						
3	緑化率適合証明等申請書	都市緑地法施行規則第25条	市長	本部長等		○	○						
4	緑化施設適合申請	都市緑地法施行規則第25条	市長	本部長等		○	○						
5	緑化計画書、完了届	都・府・県・市・区緑化関連条例	都府県知事 市長、区長	本部長等		○				○			
6	「緑地の保存・保存樹等に関する協定」の締結届出書、完了届	保存緑地・保存樹関連条例	市長	本部長等		○				○			
7	加齢樹整枝計画承認申請書、完了届、引継書	街路樹整備関連条例	市長	本部長等		○				○			
34 電気事業法に基づく届出													
1	工事計画(変更)届出書	電気事業法第48条第1項	主務大臣 産業保安監督部	本部長等	受電電圧10kV以上の需要施設、ばい煙発生施設	○		○					
2	使用前安全管理審査申請書	電気事業法第51条第3項	主務大臣 産業保安監督部	本部長等	受電電圧10kV以上の需要施設、ばい煙発生施設	○		○					
3	自家用電気工作物使用開始届出書	電気事業法第53条	産業保安監督部	本部長等	譲り受け又は借受けた場合等(第55条の2)	○		○					
4	受電届	電気使用制限等規則9条	経産大臣 産業保安監督部	本部長等	受電電力3,000kW以上	○		○					

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての 留意事項	主に該当する 職種					設計者 記入欄		建設業者 記入欄	届出者 記入欄		監督員 記入欄
											届出の 要不要等	提出期日		提出日 (予定日)	担当者	
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。																
35 放送法・有線電気通信法に基づく届出																
1	変更登録申請書 (登録一般放送事業者用)	放送法第130条第1項・放送法施行規則第140条第1項	総務大臣 関東総合通信局	理事長	引込端子の数が501以上の設備の追加、変更、廃止	○	○									
(注意)引込端子数501端子以上の設備の追加、変更及び廃止は、機構が登録を受けている一般放送業務についての変更登録申請の扱いとなるので、本社と協議すること。																
2	一般放送の設備設置及び業務開始届	有線電気通信法第3条第1項及び放送法第133条第1項	総務大臣 各総合通信局	本部長等	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの以外(ビル共聴等)	○	○									
3	一般放送業務開始届書	放送法第133条第1項	総務大臣 各総合通信局	本部長等	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの	○	○									
4	一般放送の設備設置及び業務開始届書記載事項変更届出書	有線電気通信法第3条第3項及び放送法第133条第2項	総務大臣 各総合通信局	本部長等	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの以外(ビル共聴等)	○	○									
5	一般放送業務開始届出書記載事項変更届	放送法第133条第2項	総務大臣 各総合通信局	本部長等	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの	○	○									
6	一般放送の設備及び業務廃止届出	有線電気通信法施行規則第5条及び放送法第135条第1項	総務大臣 各総合通信局	本部長等	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの以外(ビル共聴等)	○	○									
7	一般放送の業務の廃止届出書	放送法第135条第1項	総務大臣 各総合通信局	本部長等	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの	○	○									
8	有線電気通信設備設置届・事項書	有線電気通信法第3条第1項及び第2項	総務大臣 各総合通信局	本部長等	引込端子の数が50以下の設備(集合住宅共聴施設を除く)	○	○									
9	有線電気通信設備変更届	有線電気通信法第3条第3項	総務大臣 各総合通信局	本部長等	引込端子の数が50以下の設備(集合住宅共聴施設を除く)	○	○									
10	有線電気通信設備廃止届	有線電気通信法施行規則第5条	各総合通信局	本部長等	引込端子の数が50以下の設備(集合住宅共聴施設を除く)	○	○									
11	電気通信設備報告書	放送法施行規則第159条	総務大臣 関東総合通信局	本部長等		○	○									
36 紛争予防条例関連の届出																
1	紛争予防条例関連標識設置届	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市区長等	本部長等		○										
2	紛争予防条例関連計画書	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市区長等	本部長等		○										
3	紛争予防条例関連説明等報告書	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市区長等	本部長等		○										
4	紛争予防条例関連意見対応報告書	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市長等	本部長等		○										
37 測量法に基づく届出																
1	測量標・測量成果の使用承認申請	測量法第28条、30条	国土地理院の長	本部長等	第29条に測量放棄を複製するための承認がある	○			○							
2	測量成果の交付申請	測量法第28条	国土地理院の長	本部長等		○			○							
3	公共測量実施計画書	測量法36条	国土地理院の長	本部長等	変更時含	○			○							
4	公共測量成果提出	測量法40条	国土地理院の長	本部長等		○			○							
5	公共測量成果の使用承認申請書	測量法第44条	測量計画機関	本部長等		○			○							
6	測量成果の認証申請	国土調査法第19条	国土交通大臣	本部長等・理事等	国土調査を行った時の認証	○			○							
38 廃棄物等に関する届出																
1	焼却炉撤去(ダイオキシン類)	ダイオキシン類対策特別措置法	知事等	本部長等		○	○		○							
2	廃掃法関連	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境大臣等	本部長等・受注者		○	○		○							
39 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出																
1	特定建築物省エネルギー計画届出書	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項、第75条の2第1項	都道府県知事 所管行政庁	本部長等		○	○	○	○							
2	届出書(省エネルギー措置)	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条、第75条の2	都道府県知事	本部長等	1項(上段)以外の届出が含まれる	○	○	○	○							
3	特定建築物に係る定期報告書	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項、第75条の2第1項	所管行政庁	本部長等		○	○	○	○							

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあつての留意事項	主に該当する職種	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
							届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。							届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「－」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
40 大規模小売店舗立地法に基づく届出												
1	大規模小売店舗新設計画届出書	大規模小売店舗立地法第5条	都道府県	本部長等、設置者	行政庁により違いがあり注意、この前に事前協議がある場合もあす	○	○					
2	大規模小売店舗新設計画変更届出書	大規模小売店舗立地法第6条	都道府県	本部長等、設置者	行政庁により違いがあり注意	○	○					
3	大規模小売店舗新設計画説明会の公告・開催届出書	大規模小売店舗立地法第7条	都道府県	本部長等、設置者	行政庁により違いがあり注意	○	○					
4	交通管理者協議	大店立地法	交通管理者	本部長等	行政庁により違いがあり注意	○						
41 ガス等に関する届出												
1	ガス設備工事受付書	ガス事業法	ガス会社	本部長等		○						
2	液化石油ガス設備工事の届出書	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3	都道府県	本部長等		○						
3	高圧ガス製造許可申請書、製造届	高圧ガス保安法第5条1項	都道府県知事	本部長等	電動ターボ冷凍機などガス圧縮式冷凍機がある場合など	○						
42 水質汚濁防止法に基づく届出												
1	水質汚濁防止法に基づく届出(特定施設設置届、特定施設の構造等の変更届、期間短縮の申請等)	水質汚濁防止法第5条、第7条	知事等	本部長等		○						
43 廃棄物の発生抑制再利用による減量及び適性処理に関する条例に基づく届出												
1	廃棄物保管場所等設置届	廃棄物の発生抑制再利用による減量及び適性処理に関する条例	区長	本部長等	東京都区内	○	○					
2	廃棄物管理責任者選任届	廃棄物の発生抑制再利用による減量及び適性処理に関する条例	区長	本部長等	東京都区内	○	○					
44 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく届出												
1	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく届出(占用許可申請書)	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第4条	道路管理者	本部長等		○						
45 都市公園法に基づく届出												
1	許可申請書	都市公園法5条	市長等	本部長等		○						
2	都市公園の占用許可	都市公園法6条	市長等	本部長等		○						
46 森林法に基づく届出												
1	森林法関係届出	森林法10条の2	知事等	本部長等	地域森林計画の対象となっている民有林を確認すること	○						
47 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき届出												
1	長期優良住宅建築等計画認定申請書	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条1～3項	所管行政庁	本部長等		○	○					
2	長期優良住宅建築等計画認定変更申請書	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条	所管行政庁	本部長等		○	○					
3	長期優良住宅建築等計画認定変更申請書(譲受人決定時)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条1～3項	所管行政庁	本部長等		○	○					
48 その他												
1	行政財産使用(変更)許可申請書	地方自治法第238条の4		本部長等		○	○					
2	行政財産使用料減額(免除)申請書			本部長等		○	○					
3	固定資産等現状変更工事実施承認申請書			本部長等		○	○					
49 その他条例等に基づく届出												
1	境界確認書	条例	市長等	本部長等		○						
2	境界査定願い	条例	市長等	本部長等		○						
3	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例116条、117条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	本部長等		○						
4	工事監理者及び工事施工選任届	条例	建築主事	本部長等	横浜市	○						
5	公有土地水面使用届出	条例3条	知事等	本部長等	東京都公有土地水面使用等規則	○						
6	砂防指定地内行為協議書	条例等	知事等	本部長等		○						
7	貯水槽廃止届	条例	知事等	本部長等		○						
8	地下水保全条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	本部長等		○						
9	東京都環境確保条例89条に基づく指定作業場設置(変更)届(自動車駐車場20台以上)	都条例89条	都知事	本部長等		○						
10	地下水保全条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	本部長等		○						
11	都市公園条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	本部長等		○						

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種						設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日 (予定日)	担当者	届出日	届出確認日
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。												届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「－」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
100 平成23年以降制定の法令で、URの住宅建設、保全部門に関連すると思われるもの																	
なし																	
110 上記以外に必要なと思われる、法令・条例等に基づく届出																	
1	環境影響評価条例に基づく申請及び届出	環境影響評価条例	知事、市長	本部長等	東京都、横浜市他	○	○			○							
2	建築物環境配慮制度(CASBEE)に基づく申請及び届出	建築物環境配慮制度(CASBEE)				○	○			○							
3	鉄道敷付近での建設の届出等					○	○			○							
4	送電線付近での建設の届出等					○	○	○		○							
5	駐輪場設置制度に基づく届け出	条例	特定行政庁他	本部長等 他	世田谷区、さいたま市他	○	○			○	○						
6	その他上記以外条例に基づく届出	各条例	特定行政庁他	本部長等 他		○	○	○	○	○	○						
7	その他上記届出の定期報告	各法令・条例	特定行政庁他	本部長等 他		○	○	○	○	○	○						

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく法律)
23-1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律対象建設工事通知
[対象建設工事届] (着工後に対象工事となった場合も含む)

いつ	工事に着手する前まで	に	
誰が	発注者及び自主施工者	が	
どこに	各自治体の担当部署	に	
何をする	対象建設工事の届出書	を	通知 する
概要			

※国の機関（UR）が行う工事の場合は「届出」ではなく「通知（第11条）」となります。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」では、一定規模以上の工事の実施に当たっては、届出が義務付けされています。（第10条）
また、説明・告知・契約・完了報告等の手続きや「特定資材に係る分別解体」、「特定資材廃棄物の再資源化」等の義務が課せられています。
対象工事は特定建設資材（コンクリート・木材等）が使われた構造物で、一定規模以上（80㎡以上の建築物の解体工事等）の工事となります。また、変更が生じた場合も、変更に係る工事に着手する7日前までに届出が必要です。着工後に対象工事となった場合は、判明した時点で速やかに届出を行う必要が有ります。